袖ケ浦市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

袖ケ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ケ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和3年3月22日現在 指摘事項 指摘事項に対する措置内容 会計年度区分について(管財契約課) 歳入の調定については、地方自治法施行令第百五十四条第一項の規定に基づ 十地売却収入について、令和元年度歳入とすべきところ、一部を令和2年度 歳入とした事例が認められた。 き処理することを再確認したうえで、今後、市有財産売却事務における調定は 市有財産売却に係る入札に伴う歳入については、希望者が入札前に納付する 落札額で行うことを徹底し、事務執行の各段階において、正副担当者及び上位 入札保証金を歳計外に保管、入札実施後、落札者が入札保証金を差し引いた額 決裁者等、複数職員により確認を行うことで、会計年度区分の誤り、及び歳計 外からの振替処理遅延を防ぐ体制を整えた。 を納付し、入札保証金を充当している。 令和2年3月30日に入札を実施し落札価格が1,510,000円であっ た土地売却収入は、契約締結前に納付するものとして入札保証金67.730 円を差し引いた1、442、270円を落札者へ請求、令和元年度歳入として おり、これに入札保証金を充当するものであった。 土地売却収入に係る納入通知書は、令和2年3月に発行していることから、 令和元年度歳入である。 しかしながら、歳計外からの振替処理を6月に行ったことから、土地売却収 入の一部が令和2年度歳入となったもの。 地方自治法第208条に会計年度及びその独立の原則が、同法第235条の 5には翌年度の5月31日とする出納の閉鎖が規定されており、この間を出納 整理期間としている。歳計外現金に出納整理期間は適用されないが、同期間に おける令和元年度歳入への振替は可能であり、4月1日以降における歳計外か らの振替は新年度のみといった誤った認識も要因の一つである。 また、土地売却収入に係る調定額は、入札保証金を差し引いた額で起票され ており、チェック機能も働いていない。 歳計外からの振替処理遅延については、これまでも指導しており、改善し対 処していれば防げた事例である。 今後は、チェック体制の強化と調定事務及び収納事務の適正化を図り、再発 (措置結果通知年月日:令和3年3月12日) 防止に努めること。

支出事務の適正化について(環境美化推進員報酬)【環境管理課】

環境美化推進員報酬について、月末締めの実績報告書の確認をもって支払っており、2か月から3か月の支払遅延となっている事例が認められた。

袖ケ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 3条第4項の規定により、報酬の支給方法については、一般職の職員の例によ るとされていることから、該当月21日に支払うものである。

このことは、平成28年度の監査においても注意をしているところであるが、今回の監査で環境美化推進員報酬の確認をしたところ、従前と同じ状況であった。

このことは、支出事務として不適正であることから早急に是正し、チェック 体制の再構築を図り、法令遵守の徹底と再発防止に努めること。

契約事務の適正化及び支払遅延について(災害廃棄物受入業務委託費)【廃棄物対策課】

災害廃棄物受入業務委託費について、4月から8月分を一括処理し、支払いが1か月から5か月遅延している事例が認められた。

契約に係る支払の時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条及び同契約約款に基づくものである。

また、同委託に係る実績報告書は、4月分から8月分の文書番号が連番となっており、遡及処理も確認した。

このことは支払事務及び契約事務とも不適正であることから、早急な是正を 求めるもの。

なお、本事例は、損害賠償請求にもなり兼ねない事例であり、令和元年度決算審査においても、適正な工程管理及び予算管理の徹底について注意していることから、チェック体制の再構築を図り、法令等の遵守徹底と再発防止に努めること。

補助金等の適正化について(袖ケ浦市創業支援事業補助金)【商工観光課】 袖ケ浦市創業支援事業補助金について、交付要綱がないまま補助金を交付している事例が認められた。 指摘事項に対して以下のとおり措置を講じた。

- 1 担当者等は、当該月の10日前後までには、支出伝票を会計課へ届けるよう、サイボーズの個人のスケジュールに処理日を登録・記載する。
- 2 例月の班打合せに使用する月間予定表に、支払予定欄を作成し、当該月の支払いのあるものについて班員で情報を共有・確認する。
- 3 支払遅延の再発防止について、担当者及び上位決裁者等、複数職員による支出伝票の確認を徹底する。

担当者→副担当者→班長→課長

(措置結果通知年月日:令和3年3月12日)

支払事務及び契約事務の不適正処理については、契約状況及び毎月の実施状況を把握し、必要に応じて受託者へ連絡するようにしました。

また、チェック体制の強化を図るため、11月に各担当の業務内容の再編成を行い、袖ケ浦市財務規則に基づき適正な事務処理を行える体制を整えました

その他、全ての契約事務について、契約状況及び毎月の実施状況を確認する とともに、完了、検査、支払いまでのチェック表により確認していきます。

(措置結果通知年月日:令和3年3月12日)

産業競争力強化法による国の創業支援等事業計画に基づき、本市において、平成28年度に、袖ケ浦市創業支援等事業計画を策定し、国から認定を受け、創業支援に関する取組みの充実・強化を図り、袖ケ浦市商工会や千葉県信用保証協会等と連携しながら、創業希望者に対して、創業に関する相談から創業塾・創業ス

袖ケ浦市補助金等に関する事務取扱規程第5条には、補助事業の適正な運営 及び事業の公正化を図るため、個々の補助金ごとに規定する内容、補助基準等 を明確にするため、根拠法令等を定めるものと規定されている。

また、同条ただし書きにおいて、2年以内の限定事業又は団体補助金については、その必要に応じて定めることができるとされているが、同事業は計画期間を平成29年度から令和3年度とする5か年事業である。

このことは、補助金等の交付として不適正であることから、早急な是正を求めるもの。

補助金等の適正化について(教育振興事業助成金)【体育振興課】

教育振興事業助成金(千葉県民体育大会用バレーボールユニホーム購入事業)について、交付要綱に規定されていない事業に対し助成金を交付している 事例が認められた。

同助成金は、袖ケ浦市教育振興事業助成金交付要綱に基づき交付され、同要 綱第2条に対象事業、経費及び助成額が規定されているが、交付した事業は規 定されていない。

本事例は、同条に規定される千葉県民体育大会選手派遣事業助成金を拡大解釈し、助成金対象事業として交付したもの。

また、袖ケ浦市体育協会事業費助成金を原資とし、交付先の団体から各専門部事業に対し補助がなされていることから、二重助成とも見受けられる。

このことは、補助金等の交付として不適正であることから、早急な是正を求めるもの。

クール、創業補助金及び創業後のフォロー等まで、長期的な支援体制を整え、創業者の実現を図ってまいりました。

また、市内に、創業者が増加することは、市商工業の活性化に繋がることから、本市計画を進めてきましたが、商工会への創業支援に関する補助金交付に係る規定については未整備の状況であったことから、このたび袖ケ浦市商工振興事業補助金交付要綱に、創業支援事業補助金の規定を追加し、早急な是正を完了いたしました。

(措置結果通知年月日:令和3年3月22日)

本件は、袖ケ浦市教育振興事業助成金交付要綱に規定する「千葉県民体育大会選手派遣事業助成金」を適用して交付しましたが、申請書等一連の手続きの中で、「千葉県民体育大会用バレーボールユニホーム購入事業」として記載されていたためご指摘いただいたものです。

本件の趣旨は、同要綱中の規定に基づくもので適正かつ必要な助成と考えており、今後も引き続き同様の助成をしていかなければなりませんので、申請書やその他関連文書中の対象事業の表記を、要綱の事業名と一致するよう、助成金申請者にも説明・指導して、徹底するよう是正しました。

また、要綱中の助成対象経費の項目等についても、実態に即した内容に改め、より適正な助成事業が行えるよう改正し、令和3年4月1日から運用します。

(措置結果通知年月日:令和3年3月12日)